平成２２年（フ）第１３８号
山口県周南市大字大河内778番地の14　市営勝間住宅Ａ―202号
債務者　大田美穂子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２０号
長崎県五島市福江町1190番地33
債務者　梁瀬　俊彦
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第１１３３号
名古屋市千種区覚王山通７丁目11番地　市営池下荘1218号
債務者　野田　舞子（旧姓髙田）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３号
大分県佐伯市8991番地７
債務者　木下　佳美
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月20日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
北海道小樽市新光１丁目25番1307号　新光Ｅ団地１号棟、前住所北海道小樽市新光１丁目25番23号
債務者　横澤　和人
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１６０号
北海道苫小牧市澄川町４丁目21番19号　ハイツ茜１階、住民票上の住所北海道苫小牧市しらかば町２丁目２番20―201号
債務者　大倉　　満
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１６６号
北海道苫小牧市弥生町２丁目11―１―306高木方、住民票上の住所北海道苫小牧市澄川町４丁目４番17号
債務者　外立佐恵子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１６９号
青森県八戸市大字新井田字寺沢18番地３　八戸城ビル４―Ｂ、前住所青森県八戸市柏崎４丁目13番５号
債務者　照井ローダこと　テルイ　ローダ　フェ　アルセオ
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第７２９号
宮城県塩竈市錦町５番24号　プルミエール錦町205号
債務者　三品　和也
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７３０号
宮城県塩竈市錦町５番24号　プルミエール錦町205号
債務者　三品　由加
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８７３号
仙台市青葉区旭ケ丘２丁目15番20号　コーポ森203
債務者　佐藤　克也
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９０９号
仙台市宮城野区福室２丁目８番17―206号
債務者　大場　康之
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９６７号
仙台市太白区四郎丸字落合１番地の23
債務者　小畑　克紀
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１００３号
宮城県多賀城市中央３丁目22番２―12号
債務者　佐藤あや子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２５号
仙台市青葉区折立４丁目14番２号　公社アパート02―206
債務者　高橋　良次
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３５４号
秋田市手形字西谷地186番地１
債務者　髙橋　厚子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５５号
秋田県南秋田郡五城目町浦大町字鐙沢40番地
債務者　加藤　文暁
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部